地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会の設置について

令和5年1月10日 文 部 科 学 省 科学技術・学術政策局長

1. 設置の目的

地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学が、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援するにあたり、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」(以下「事業」という。)の事業の制度設計や基本的な方針等について検討を行うとともに、(独)日本学術振興会に設置する予定である「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業推進委員会(仮称)」の運営に対し助言等を行うため、「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 検討事項

- 制度設計における基本的な考え方について
- 事業運営上の留意点について
- 事業全体の評価とそれを踏まえた事業の在り方について
- ・ その他制度設計に関して必要な事項について

3. 構成及び運営

- 別紙の構成員において「2.検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
 ただし、委員長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。
- ・ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の実施主体である(独)日本学術振興会はオブザーバとして委員会へ参画できるものとする。
- ・ 委員会に、委員長を置き、科学技術・学術政策局長が指名する。委員長代 理については、委員長が指名する。
- 委員会の定足数は、委員会を構成する委員数の過半数とし、議決は出席委員の過半数により決するものとする。
- ・ 委員会は、個別利害に直結する事項について検討を行うため、委員会において公開することが適当であると認める場合を除き、会議及び議事については非公開とする。
- ・ 委員の出席が困難な場合には、委員が事前に指名する者の代理出席を可能 とするほか、意見書を提出することができる。
- ・ このほか、同委員会の運営に係る事項は、委員会において定める。

4. 設置期間

令和5年1月10日から令和10年3月31日までとする。ただし、基金運用の状況に鑑み、必要に応じて延長することとする。

5. その他

委員会の庶務は、科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課において処 理する。

「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」 委員名簿

阿 部 守 一 長野県知事

荒金 久美 株式会社クボタ社外取締役、公益財団法人薬学振興 会理事

上 山 隆 大 内閣府総合科学技術・イノベーション会議 (CSTI) 議員 (常勤)

片田 江 舞子 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ パートナー

○ 坂田 一郎 東京大学総長特別参与・工学系研究科教授、FSI本部 ビジョン形成分科会長、地域未来社会連携研究機構 長

佐藤 康博 株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問、 一般社団法人日本経済団体連合会副会長、内閣府総 合科学技術・イノベーション会議(CSTI)議員(非 常勤)

菅 裕 明 東京大学大学院理学研究科教授、ペプチドリーム株式会社社外取締役、内閣府総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)議員(非常勤)

高橋 真木子 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科 イノベーションマネジメント専攻教授

羽 田 正 東京大学東京カレッジ長

◎ 山崎 光悦 復興庁参与、金沢大学特別顧問

(◎委員長、○委員長代理)